

島本町教育委員会 会議録（令和8年第2回 定例会）

会議録確認委員		会議録記録者	
西尾 一実		教育総務課 小林 貴衣	
日 時	令和8年2月9日（月） 午前9時30分 ～ 午前10時59分		
場 所	島本町役場4階 議会第1・第2会議室		
出 席 者	横山寛教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員、細見知子教育委員		
委 員 及 び 事 務 局 職 員	（教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長、南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、乾真琴参事、小林貴衣主査 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長、吉田裕亮参事 （保育幼稚園課）三宅拓也課長 （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長		
欠 席 者	なし		
委 員			
議 題	第3号議案 島本町学校運営協議会規則の一部改正について 第4号議案 島本町奨学資金条例の廃止について 第5号議案 島本町奨学資金条例施行規則の廃止について 第6号議案 島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について 第7号議案 令和7年度教育費補正予算（案）について 第8号議案 令和8年度教育費当初予算（案）について 第1号報告 令和7年度学校教育自己診断結果の公表について 第9号議案 教職員（管理職）人事について		
議 決 事 項	第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案、第9号議案		
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり		
そ の 他	傍聴者なし		

教育長 本日、出席者は5名です。定足数を満たしておりますので、令和8年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定に基づき、会議録確認委員は西尾教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、西尾教育委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。

お諮りします。

第1号報告につきましては、一部、学校別の結果を扱うこととなり、その際は、平成26年第4回教育委員会臨時会にて公表しないことと決定されたことから、今回も同様に公表しないこととすること、また、第9号議案につきましては、人事案件であることから、島本町教育委員会会議規則第15条ただし書きの規定に基づき、秘密会にすることとし、当該議事について最終の議事日程として、お諮りすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、第1号報告の学校別の結果並びに第9号議案については秘密会にすることとし、当該議事について最終の議事日程とすることに決しました。

それでは、第3号議案「島本町学校運営協議会規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 それでは、第3号議案「島本町学校運営協議会規則の一部改正について」、御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料の5ページを御覧ください。

提案理由は、学校運営協議会の設置及び組織について見直しを行うとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。

資料6 ページを御覧ください。

まず、第3条第1項の改正でございます。これまでは、教育委員会が所管する小・中学校ごとに協議会を設置することとしておりましたが、中学校区における複数の学校の運営に関し、相互に密接な連携を図る必要がある場合に、いわゆる「中学校区」を単位として、1つの協議会を置くことができるよう改正するものでございます。これにより、地域と学校が一体となった「コミュニティ・スクール」としての活動を、より広域的かつ効果的に推進してまいります。

次に、第4条第1項の改正でございます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、学校運営協議会が承認すべき事項として、新たに第2号を追加しております。具体的には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に規定される、教職員の「業務量管理」及び「健康確保措置」の実施に関することを、協議会の承認事項として規定するものでございます。これにより、学校運営の基本方針に、教職員の働き方改革や健康管理に関する事項を適切に反映させることとなります。

次に、第8条第2項の改正でございます。学校運営協議会の委員の構成から、対象学校の教職員を削除しております。これは、協議会がより客観的な立場から学校運営に対して意見を述べ、参画する組織としての性格を明確にするために行うものでございます。

その他、文言の整理として、所要の規定整備を行っております。

最後に、本規則の施行期日につきましては、令和8年4月1日としております。

以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

2つ質問しようと思っておりましたが、先ほど言っておられました対象学校の教職員を削除した原因を知りたかったということが1点です。

もう1点は、第2条の「島本町教育委員会及び校長の権限」というふうになってるところを「並びに」に変えたその理由があれば教えてください。「及び」から「並びに」に変わっていますね。

教育推進課参事

まず教職員を省くということなんですけども、実際に現状の運営といたしましても事務局側として学校の教職員が参加をしておりますので、こちらに関しては特筆する必要がないかなということで現行の動きに合わせる形でということでこちらの方を整理させていただきました。

教育こども部次長

「並びに」に「及び」から表記を変更した理由でございますけれども、これまで「島本町教育委員会及び校長の権限」ということで、これを接続する言葉として「及び」を使用しておりましたけれども、今回その「校長」をより詳しく説明するというので「島本町立小学校及び中学校の校長」としました。その場合、前段の「島本町教育委員会」と後段の文言の接続に当たりましては、「及び」の言葉での接続は避けるべしということで「並びに」を使用しているというところでございます。以上です。

教育委員

多分国語的にそれが正しいということですよ。

教育こども部次長

公用文の使用、用例といたしまして、「及び」を連続して使わないという決まりがございまして、大きなくりは「並びに」を使用して、小さなくりに「及び」を使用するということになっております。

教育委員

今の委員の御質問に重なるんですけれども、第8条の2項で教職員が省かれたということなんですけれども、事務局側として既に参加している状態であるのでそれに合わせるということだと思んですけど、今までは教職員の方はこの協議会の中で発言とかはなかったということでしょうか。もしあったのであればどのような発言をされたのか教えていただきたいです。

教育推進課参事

現状第二中学校に学校協議会が併設されておりますが、設置されてからの2年間、学校の教職員という立場での委員はおりませんでしたので、あくまで事務局として質問等があった場合に連動するという形での発言があったとこちらとしては理解しております。以上です。

教育委員

協議会は今お話があったように第二中学校で今しているということ

なんですけど、基本的な確認なんですけれども必ず設置しなければならないということではないということなんですよね。中学校区で最大、数としては協議会は2つというふうになるんでしょう。その協議会は小学校と中学校との両方の協議内容になるかと思うんですけれども、具体的にどんな内容で会議されてるかっていうのは存じ上げないものですから分からないんですけれども、小学校のことであるとか中学校のことであるとかが1つの協議会で進めていくことが可能であるという御判断でよろしいでしょうか。

教育推進課参事

まずこの学校運営協議会につきましては、設置が努力義務というふうに法令ではされておりますので、展開をどんどんしていきたいと我々としても考えております。その中で先ほど御質問にもあったとおり、1つの中学校区に町内の4つの小学校の2つが属するような形をとっていきたいと考えておりました、小中が一貫して子どもたちを連動して見ていこうという立場から、そして子どもたちに関することのコミュニティづくりも重要というふうにこちらもガイドラインも示されておりますので、子どもたちのことを一緒に考えていこうということでございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第4号議案「島本町奨学資金条例の廃止について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第4号議案「島本町奨学資金条例の廃止について」、御説明申し上げます。

資料9 ページを御覧ください。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

内容につきましては、議案資料により御説明申し上げます。

12 ページを御覧ください。

提案理由は、国や大阪府における高校授業料の無償化制度の創設・拡充及び近年の利用状況を勘案し、廃止するものです。

議案の概要は、国や大阪府において、高等学校等就学支援金制度、私立高等学校等授業料支援補助金制度及び高校授業料の無償化制度が創設・拡充されたこと並びに近年の利用状況を勘案し、廃止するものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

以上、簡単ではありますが、島本町奨学資金条例を廃止する条例についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

近年の利用状況がどのような状況であったのか教えていただけたらと思います。

教育総務課長

本町の奨学資金については、最後の利用者については平成26年になります。以降については利用ございません。以上でございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第5号議案「島本町奨学資金条例施行規則の廃止について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第5号議案「島本町奨学資金条例施行規則の廃止について」、御説明申し上げます。

資料13ページを御覧ください。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

内容につきましては、議案資料により御説明申し上げます。

16ページを御覧ください。

先ほどの第4号議案と同様に、提案理由は、国や大阪府における高校授業料の無償化制度の創設・拡充及び近年の利用状況を勘案し、廃止するものです。

廃止の概要は、国や大阪府において、高等学校等就学支援金制度、私立高等学校等授業料支援補助金制度及び高校授業料の無償化制度が創設・拡充されたこと並びに近年の利用状況を勘案し、廃止するものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

以上、簡単ではございますが、島本町奨学資金条例施行規則の廃止についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第6号議案「島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第6号議案「島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正について」、御説明申し上げます。

資料17ページを御覧ください。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料19ページから21ページに規則の改正案を添付しております。

内容につきましては、議案資料により御説明申し上げます。

資料の22ページを御覧ください。

提案理由は、学童保育室のおやつを提供から、家庭からの持参に変更することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。

資料23ページを御覧ください。

第8条の保育料の減免でございます。

本規則からおやつ代に係る記載を削除することに伴い、文言を整理するものです。

次に、同ページから24ページにかけての別表第3中、おやつ代に係る記載を削除するとともに、区分5及び区分6の事由に該当する場合、おやつ代を減免する規定を置いておりましたが、おやつ代の徴収は行わないことから、おやつ代を減免する規定を削除するものです。また、備考については、それらに伴い、文言を整理するものです。

最後に、施行期日は、令和8年4月1日です。

以上、簡単ではございますが、島本町立学童保育室設置条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

提案理由の家庭からの持参に変更するということなのですが、これ

に関して家庭から何か御意見があれば教えていただきたいです。

教育総務課長

特段直接家庭の方からの御意見というのをお聞きしておりませんが、今回の改正の目的としては、まずはアレルギーの対応の事故防止です。具体的にはアレルギー児童が少なからず毎年おりますので、おやつ提供についてはアレルギーに配慮したおやつメニューを作成しておりますが、それでもやはり現場ではおやつを提供するときには室長以下皆指導員の方がアンテナを張って事故防止に努めてます。また、保護者とも毎月おやつメニューについて、アレルギーの確認を随時確認したうえで提供しております。そういった学童の現場の負担軽減というのも1つ理由でございます。

それから、今現在1,500円おやつ代を徴収させておりますが、例えば週2回来られる方も週5回来られる方も全く同額の1,500円徴収させていただいており、そもそもこの1,500円が厳しいというお声もありましたので、公平性を担保したうえで、御家庭から必要ときに必要な分だけ持ってきていただくという見直しをするものです。

最後に、先ほど申し上げた現場に加え、教育委員会の事務の軽減というのも理由の1つでございます。アレルギーに配慮したメニューを毎月作成したうえで、業者に発注してます。現場でも納品されたものを仕分けして各クラスに分けて提供するという流れになってますので、そういった負担の軽減することなどを含めて、今回提供から持参していただく方式に変更するというものでございます。以上でございます。

教育委員

アレルギーの観点からというのはとても納得できることなんですが、おやつというその定義というのが、保育のときは捕食という形でごはんの間に少し補うというイメージだったんですが、この学童の場合はおやつというのはチョコレートをあげる、そういうおやつを各自持参するということなんですね。そこの確認と、そうであれば友だち同士が交換し合ったりとか、いいなと思ってちょうだいとか言って、それが最終的にアレルギーの目の届かないところでのそういうものにならないのかなというのがちょっと不安なのですがいかがでしょうか。

教育総務課長

おやつに関しては他団体の近隣で言いますと茨木市が持参方式に変

えています。今委員がおっしゃったように、おやつ自体に例えば夏場
溶けやすいチョコレートや、棒付きのあめは危険であるため、控えて
いただくなど一定のルールは設けています。交換については室長とも
その点協議をしてまして、やはりアレルギーについては交換がいちば
んリスクがありますので、今現在も同じものを提供してますがアレル
ギーの方は必要に応じて持参してしますので、交換は禁止にしています。
持参された場合においても、その点については徹底して、あとはおや
つの時間以外の時間には食べないことなどのルールというのは徹底し
ていきたいと考えております。

教育長

ほかにございませつか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異
議ございませつか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第7号議案「令和7年度教育費補正予算(案)について」
を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第7号議案「令和7年度教育費補正予算(案)について」、
御説明申し上げます。

本案件における教育予算の補正予算は、2月27日から開かれる町
議会2月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任
規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、議会への提出前に、
教育委員会の議決を求めるものでございます。

はじめに、教育総務課及び教育推進課所管分から御説明いたします。

資料の30ページからの歳出でございます。

31ページの歳入内訳説明書でございます。上から1行目一般事務
事業、報償費、報償金58万5千円の減額につきましては、指導協力者

派遣謝礼について指導協力者の欠員等によるものです。

次に、奨学金貸付事業、報酬、特別職非常勤職員報酬1万5千円の減額につきましては、奨学資金について奨学金申請がなかったことによるものです。その下の貸付金、20万円の減額につきましては、奨学資金について奨学金貸与がなかったことによるものです。

次に、教職員研修・研究事業、報償費、報償金24万2千円の減額につきましては、教職員研修講師謝礼について、研修会数が見込みよりも減したことによるものです。

次に、学校管理事業、旅費、費用弁償96万8千円の減額につきましては、会計年度任用職員に係る通勤・出張の実績に伴い減額するものでございます。

次に、小学校施設改善事業（施策分）、委託料、工事関連委託料22万円の増額につきましては町立第二小学校北館校舎長寿命化改修工事監理業務について、人件費価格上昇に伴い増額するものでございます。

次に、学校管理事業、旅費、費用弁償57万9千円の減額につきましては会計年度任用職員について、通勤・出張の実績に伴い減額するものでございます。

次に、中学校施設改善事業、工事請負費2,291万1千円の減額につきましては町立中学校受変電設備改修工事において、受変電設備の出来高確保が困難であることに伴い減額するものでございます。

次に32ページの債務負担行為でございます。

第二小学校北館校舎長寿命化改修事業4億5,650万円及び町立第二小学校北館校舎長寿命化改修工事監理業務979万円については、令和7年度から令和8年度までの2か年で改修工事を実施する予定として債務負担行為を設定しておりましたが、学校施設環境改善交付金の内定を受けられなかったため、工事を令和8年度から令和9年度までの2年間に変更して実施することといたしました。

交付金については令和8年度要求の前倒し要求を行っているため、令和7年度に内定を受けた場合、工事を実施するには令和8年度に全額を繰り越す必要があり、令和6年度の実績から交付決定が2月になることが予想され、一般競争入札手続を進めて令和7年度中に契約を

締結するのは困難であるため、設定年度で契約を締結する必要のある債務負担行為を廃止し、次に御説明する継続費を設定するものです。

次に、33ページの継続費でございます。

町立第二小学校北館校舎長寿命化改修事業の4億6,677万4千円について当初は、令和7年度から令和8年度まで2年間で改修工事を実施する予定でしたが、学校施設環境改善交付金の内定を受けられなかったため、令和8年度から令和9年度までの2か年の工事に実施することといたしております。交付金については令和8年度要求の前倒し要求を行っておりますため、令和7年度に内定を受けた場合、工事を実施するには令和8年度に全額を繰り越す必要がございます。

そのため、令和7年度から令和9年度にかけて継続費を設定するものでございます。

なお、業者選定の準備については、令和8年度早々に事務を進めてまいりたいと考えております。

教育総務課及び教育推進課所管分については、以上でございます。

保育幼稚園課長

続きまして、令和7年度教育費補正予算（案）のうち、保育幼稚園課所管分について、御説明申し上げます。

資料29ページ、歳入でございます。

節 説明の欄、最上段、2段目、6段目、7段目及び最下段の5項目の減額につきまして、いずれも民間事業者に支払う施設等利用給付費及び施設等利用給付費に係る公定価格に関し、利用者数が当初の見込みを下回ったことにより交付される交付金が減額となるものでございます。

次に、同表上から3段目、目 民生費国庫補助金、節 児童福祉費補助金、説明 子ども・子育て支援交付金、同じく下から2段目、目 民生費府補助金、節 児童福祉費補助金、説明 子ども・子育て支援交付金、それぞれ9千円の増額につきましては、国の物価高騰対策といたしまして、各種地域子ども・子育て支援事業に関し、交付金が交付されることに伴い、第一幼稚園における預かり保育に関し、その運営に充当する交付金の交付を受けるため増額するものでございます。

また、上から4段目、目 教育費国庫補助金、節 学校施設整備費

補助金、説明 学校施設環境改善交付金、800万3千円の増額のうち、409万3千円につきましては、経年による劣化がみられる第一幼稚園の空調設備について、令和8年度に更新工事を予定しており、当該交付金の前倒しで要求を行っているため、令和7年度予算において増額する必要があるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

資料31ページ、歳出内訳説明書の目の欄、上から4段目の幼稚園費でございます。

まず、節 扶助費、細節 扶助費、1,616万5千円の減額及び2,084万8千円の減額につきましては、いずれも民間事業者に支払う施設等利用給付費及び施設等利用給付費に係る公定価格に関し、利用者数が当初の見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

次に、その下、節 工事請負費、細節 工事請負費、1,359万6千円の増額につきましては、令和8年度に実施予定の第一幼稚園空調設備更新工事について、活用する特定財源に関し、令和7年度予算で計上する必要があったため、それに合わせ歳出予算を計上するものでございます。

続きまして、資料32ページ、繰越明許費でございます。

まず1点目の「第一幼稚園LED化工事」につきましては、令和7年度に工事を行うべく予算を措置しておりましたが、令和7年度当初における国の補助金の採択に至らなかったため、国補助金を活用した上で工事を行うことができるよう繰り越すものでございます。

次に、2点目、第一幼稚園空調設備更新工事につきましては、先の歳入及び歳出においてそれぞれ御説明いたしましたとおり、令和8年度に実施するに当たり、国の補助金を活用すべく、令和7年度中の予算措置が必要であるため、歳入、歳出予算を計上し、その全額について繰り越すものでございます。

保育幼稚園課所管分につきましては、以上でございます。

それでは、生涯学習課所管分につきましては、御説明申し上げます。歳入でございます。

生涯学習課長

29ページを御覧ください。

上から5段目、目 教育費国庫補助金、節 社会教育費補助金（埋蔵文化財緊急調査費補助金）137万8千円の減額につきましては、埋蔵文化財の試掘調査が当初見込みより少なかったため、減額するものでございます。

続いて歳出でございます。

31ページを御覧ください。ページの中ほど、目 社会教育総務費でございます。

まず、節 需用費（修繕料）5万5千円の減額につきましては、第三小学校の活動室について、修繕の見込みがなくなったため、減額するものでございます。

その下段、節 使用料及び賃借料（賃借料）25万6千円の減額につきましては、当初見込みよりコピーの使用枚数が減ったこと及び入札によって契約単価が減となったことによるものでございます。

次に、目 青少年費でございます。節 報償費（報償金）38万6千円の減額につきましては、青少年指導員の活動実績等によるものでございます。

次に、目 文化財保護費でございます。節 委託料（事務等委託料）289万1千円の減額につきましては、埋蔵文化財の試掘調査が当初見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、目 生涯学習費でございます。節 負担金、補助金及び交付金（補助金）106万6千円の減額につきましては、文化祭事業が終了し、事業費が確定したことによるものでございます。

次に、目 スポーツ推進費でございます。節 報酬（特別職非常勤職員報酬）72万7千円の減額につきましては、スポーツ推進委員の人数等の活動実績に伴うものでございます。

その下段、節 負担金、補助金及び交付金（補助金）146万2千円の減額につきましては、町民スポーツ祭事業が終了し、事業費が確定したことによるものでございます。なお、町民スポーツ祭は令和7年10月26日に実施予定でしたが、当日の雨天により中止となりました。しかしながら、準備等で執行されている事業費があり、残額が返

金されたため、減額するものです。

次に、新体育館等整備事業の節 委託料（工事関連委託料）750万8千円の減額につきましては、新体育館建設予定地のボーリング調査について、落札減が発生したため、減額するものです。

最後に、淀川河川公園（島本地区）テニスコート利用料補助事業（施策分）の節 負担金、補助金及び交付金（補助金）28万円の減額につきましては、当初見込みより利用が少なかったため、減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

31ページの中ほどの中学校施設改善事業の説明にあります「受電設備の出来高確保」というのがどういうことを指しているのか教えてください。

教育総務課長

こちらについては中学校施設において受変電設備を更新する事務を進めておりました。工事については令和7年度と8年度の2年間に分けて実施する形で契約を締結しております。7年度については受変電設備のキュービクル本体の製作を完了させて、8年度に各学校に設置して完了という形の想定での使用の契約になっておりました。ただ、業者の方から令和8年度までの工期の完了はできるものの、7年度のうちにそのキュービクル本体の製作が間に合わないということで、4月5月になるということで、書面にてそういった申し出がございましたので、7年度の予算に約2,000万円を減額させていただいて、約8年度の完了にてお支払いをという形での減額の補正となります。以上でございます。

教育委員

32ページの債務負担行為の廃止理由、学校施設環境改善交付金の内定を受けられなかった理由を教えてください。

教育総務課長

内定を受けられなかった理由ですけれども、毎年工事については6月頃、4月に入って5月、6月に国の方から前年度日程を上げた工事に係る公金について交付の内定をいただくスケジュールなんですけれ

ども、今年度については内定がいただけなかったというところで、その理由については国の方のいろんな配分とかがあると思うんですけども、明確な理由は聞かせてはいただけなかったんですけども、6月に内定をいただけなかったものですから、今年度の事務が進められず、7年度8年度ではなく8年度9年度という形で事務を進めるという状況でございます。

教育委員

ということは、次、8年から9年というのはまだ今の時点では受けられない可能性もあるということで考えていいですか。

教育総務課長

6月に受けられなかった団体については、そういったことも考慮して、ちょうどこの2月にまた内定をいただく時期になってまして、おそらくですけども内定をいただけるのかなというふうには考えております。ただ、100%ではございませんので、内定をいただけましたらその後業務活動をいたしまして、先ほど申し上げた8年度早々に業者選定利用して8年9年と2か年で工事を執行したいというふうに考えております。万が一内定が取れなかった場合には、また財政部局とも調整をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

教育委員

31ページの文化財の保護費なんですけれども、当初見込みよりも調査件数が少ないというのは、具体的に調査対象があつて件数が何らかの理由で少なかったのか、それとも例年実績でこれぐらいはあるだろうということの見込み数がなかったのか、その辺りはどういう状況なんでしょうか。

生涯学習課長

埋蔵文化財の調査費につきましては、令和6年度前半のうちかなりの調査を行うこととなりまして、補正予算を要求させていただいた経緯がございまして、令和7年度につきましては一定そのあたりの状況も見込みまして、予算件数14件分の試掘調査を見込んで予算要求させていただいておりました。本日現在で試掘調査の件数自体は7件ということになっております。もう今年度も差し迫ってきておりますし、ある程度開発の状況も見えてきておるような状況でございますので、見込めない分につきましては減額補正をさせていただくということで今回予算提案をさせていただいております。試掘調査につきまし

度に整備した町立小中学校で使用するタブレット端末について一括更新に伴う補助金があったため、令和8年度は大きく減額となっております。

また、同ページ上から7行目「給食費負担軽減交付金」1億421万3,000円については、令和8年度からの国の制度による小学校給食費の無償化に伴う交付金を計上しております。

次に、資料の39ページからの歳出でございます。

39ページ最上段、教育予算に係る歳出の合計は、正職員の人件費を除き、令和7年度に比べ2億7,770万6,000円、率にして18.2%減の12億4,849万3,000円を計上しております。

これは主に、GIGAスクール構想により令和2年度に整備した町立小中学校で使用するタブレット端末について、令和7年度に一括更新したためでございます。

資料の40ページをお開きください。

続いて、債務負担行為でございます。

表に記載するものは、複数年度契約により行う事業で、その期間が令和8年度以降にわたるものでございます。なお、債務負担行為を設定した事業については、予算の単年度主義の原則の例外として、債務負担行為を設定した年度の翌年度以降の歳出予算への予算計上があらかじめ予定されることとなります。

資料の41ページを御覧ください。

最後に、歳出予算のうち、施策事業に係るものでございます。

各施策事業の予算額、内容及び目的等につきましては、表に記載のとおりでございますが、上から1行目及3行目については、各小中学校の空調機器について更新時期となっておりますことから、小学校4校の空調設備改修設計業務及び中学校2校の改修工事を進めるため、必要経費を計上しております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育長

教育委員 質問ではないのですけれども、39ページの増減（A）－（B）、いちばん右側が新しく追加してもらってるかなど。私初めて予算で見させていただいたんですがとても分かりやすく有り難いです。以上です。

教育長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
それでは、第1号報告「令和7年度学校教育自己診断結果の公表について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 それでは、第1号報告「令和7年度学校教育自己診断結果の公表について」御説明させていただきます。

お手元の資料45ページを御覧ください。

45ページから49ページには、小学校4校の結果をまとめており、50ページから54ページには、中学校2校の結果をまとめております。

まずは、小学校の主な結果概要について御説明申し上げます。45ページを御覧ください。

1番、「学校へ行くのが楽しい」という質問につきましては、ここ数年、年度ごとに多少の増減があるものの、肯定的回答割合が児童・保護者ともに70%～80%で推移しております。本年度児童は83.4%と昨年度比で2.6ポイント増、保護者は86.1%と昨年度比で2.1ポイント増となりました。改めて、本項目の肯定的回答割合が限りなく100%となることを目指して、引き続き生活指導や授業改善とも連動させながら、児童を中心とした学校づくりを推進できるような、

全校的な取組を進めてまいります。

続きまして、2番「「確かな学力」の育成について」という質問につきましては、児童・保護者・教職員の全てで肯定的回答割合が増加いたしました。要因として、「みづまるキッズプラン」で身に付けさせたい、自己表現力・課題探究力・社会参画力の三つの力をどう育むかの授業改善が組織的に行われ、内容を児童が自らの状況を客観視することにより、学習の必然性等に気づき、自らの学習を調整できることを目標として、今後、各学校における校内研究や研修による授業改善を日々実践していくことが必要であると認識しております。1番の回答とも関連しますが、児童が学習を通じ、自己有用感を醸成できるような取組を推進するとともに、学校が取り組む教育活動の意義や目的について、児童や保護者向けに丁寧な伝達が必要であると認識しております。

続きまして、3番「ICTの活用について」の項目ですが、本年度は特に課題であった保護者の肯定的回答割合が向上いたしました。1人1台端末については、町内で開催しておりますGIGAスクール連絡会において好事例を収集するとともに、情報活用能力の伸長に欠かせないツールとしての周知を進めてきた結果が表れたと捉えております。しかしながら、引き続き保護者においては「わからない・無回答」の回答割合が約24%であったこと、児童の肯定的回答割合が減少したことを踏まえ、学校のICT教育の目標や取組状況、及び端末を持ち帰っての学習活動推進などを丁寧に発信していく必要があります。

続きまして、一方で、7番の「キャリア教育の推進について」は、保護者の肯定的な評価が5.7ポイント増加したものの、児童の約12%が否定的な回答をしております。学校の取組発信には成果が見られるものの、児童自身が日々の学習と将来のつながりを実感できていないことが課題です。あらゆる教育活動の根幹にキャリア教育があることを、児童に分かりやすく周知していく必要があります。

続きまして9番「いじめ防止・対応について」の項目ですが、児童と教職員の肯定的回答割合の平均が約92%と高い数値を維持しております。丁寧な児童との関りによる事象の早期発見、教育委員会を含めた「報連相」の推進などの取組などを実施することの成果が表れて

いると考えられます。しかしながら、児童の否定的回答割合が約10%であることに加え、保護者については、依然として「わからない・無回答」の回答割合が23.5%と高く、大きな課題であります。今後は、より家庭とともに推進できるようないじめ防止に取り組んでいくことが必要であると分析できます。

それでは次に、中学校の概要について御説明申し上げます。50ページを御覧ください。

まず1番の「学校へ行くことが楽しい」の項目ですが、保護者の肯定的回答割合が1.3ポイント増加しました。これは、生徒主体の学校運営を推進し、その様子を地域や保護者へ積極的に周知した結果であると分析できます。一方、生徒・教職員の肯定的回答割合は微減しており、より満足度の高い学校生活に向けたきめ細かな対応が求められます。

続きまして2番「「確かな学力」の育成について」の項目ですが、前年度に引き続き生徒・教職員で肯定的回答割合の平均が約9割を超える結果が出ております。しかしながら、保護者の「わからない・無回答」の回答割合が16.4%と依然高い数値であることから、学校での取組内容の発信に努めることと、ICT機器を活用した自学自習の推進等についても、たゆまぬ研究を続ける必要があると認識しております。

続きまして、3番「ICTの活用について」の項目ですが、小学校と同じく、生徒の肯定的回答割合が減少しており、加えて減少の幅が7.3ポイントと大きくなっております。端末の使用のみが教育活動の目的となってしまっははいけません、あらゆる場面でのICT機器の活用が可能かどうか、不断の見直しが必要であると認識しております。各学校長にも、端末の持ち帰りや効果的な事例の校内共有等を指示しております。

続きまして7番「キャリア教育について」の項目ですが、生徒が86.5%、教職員が92.6%と、ともに前年度から3～4ポイント減少しました。また、保護者の肯定的回答割合も63.7%と低い状況にあります。これは、地域や企業と連携した活動は行われているものの、その具体的な教育的意図や成果が生徒・保護者に十分に伝わりきって

いないことが原因と考えられます。今後は、活動内容をより多層的に伝達する工夫に加え、生徒が自己の成長を実感できる振り返りの充実を図る必要があります。また、教職員の否定的回答割合が7.4%であったことを踏まえ、学校全体で教育活動に取り組むことの重要性について、今一度指導助言してまいりたいと考えております。

続きまして9番「いじめ防止・対応について」ですが、生徒が92.3%、保護者が72.3%という肯定的回答割合であったことに対し、教職員は98.5%となっており、ほぼ昨年度と同様の結果となっております。各学校で行われているいじめ防止に係る学習が、いわゆる対処療法的なものばかりではなく、予防的な学びの内容であるということを開示するとともに、互いの違いを認め合い、ともに育つ教育が学校のあらゆる場面で行われていることを発信していく必要がございます。

結果の公表につきましては、事務局として保護者、地域住民に対する説明責任を果たすため、結果概要についてホームページを通じて公表したいと考えております。

教育長

ここからの説明につきましては、学校別の結果を扱うこと、また、次の第9号議案については、人事案件であることから、会議の冒頭にて、秘密会とすることが決定しております。

それでは、引き続き、第1号報告「令和7年度学校教育自己診断結果の公表について」の学校別の結果について事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

〔令和7年度学校教育自己診断結果の公表について〕の学校別の結果について説明〕

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(質疑応答内容非公開)

教育長

ほかにごございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第9号議案「教職員(管理職)人事について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課長

〔教職員(管理職)人事について〕説明〕

